
高砂電気 株式会社 定款

平成 27 年 8 月 21 日 作 成
平成 27 年 月 日 公証人認証
平成 27 年 月 日 会社設立

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、高砂電気株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 建設業における電気工事業
- 2 電気事業に伴う電気工事業
- 3 電気事業に伴う保守管理
- 4 電気工事に伴う人材派遣
- 5 電気設備の販売
- 6 電材用品の販売
- 7 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都葛飾区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告によって行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告を行うことができないときは、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1万株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、社長たる取締役の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を行わない場合、社長たる取締役は指定買取人を指定することができる。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式の取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

- 2 株主総会を招集するには、会日より5日前までに、各株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長たる取締役が招集する。

- 2 株主総会の議長は社長たる取締役がこれに当たる。
- 3 社長たる取締役に事故があるときは、取締役の決定であらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(招集手続きの省略)

第16条 株主総会は、議決権を有する株主全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(決議)

第17条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は1名以上とする。

(取締役の選任)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期はその選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第21条 当会社に取締役を2名以上置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名を定める。

2 代表取締役は、社長とし、当社を代表する。

3 当社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を社長とする。

(報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第23条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第24条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

2 剰余金の配当が、その支払の提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

第6章 附則

(設立に際して出資される財産の価額)

第25条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金100万円とする。

(設立後の資本金の額)

第26条 当会社の成立後の資本金の額は、金100万円とする。

(最初の事業年度)

第27条 当会社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成28年8月31日までとする。

(設立時の役員)

第 28 条 当会社の設立時の役員は次のとおりとする。

設立時取締役 的場 季
住所 東京都葛飾区高砂 4 丁目 6 番 1 1 号

(発起人の氏名、住所等)

第 29 条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数及び設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

住所 東京都葛飾区高砂 4 丁目 6 番 1 1 号
氏名 的場 季 100 株 金 100 万円

(法令の準拠)

第 30 条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、高砂電気株式会社設立のため、発起人が、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 27 年 8 月 21 日

発起人 的場 季 ⑩